

令和7年度 与謝野町渇水対策等支援事業

夏期の水不足の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の渇水に対応するために、農業経営の基盤強化に資する機器の導入等を支援します。

■ 事業内容

補助対象	補助率等	補助額
次に掲げるものとする。 ただし、令和7年産対象品目に使用し、かつ令和7年4月1日から令和7年9月30日までに納品又は実施されたものに限る。 ○ 農業用揚水ポンプ （1実施主体あたり2台までに限る） ○ 上記の設置に必要な機器等 （燃料代は除く） ○ 給水車の配車 ○ その他知事が特に認めるもの	事業費（税抜）×1/2 以内 【事業費5万円（税抜）以上対象】	補助対象事業者 当たり 【上限10万円】

※府の事業内容と同じ

■ 対象品目

- ・ 水稲
- ・ 園芸作物（豆類、野菜、花き、果樹）

■ 事業実施主体

京都府水稲渇水対策等支援事業の対象者にならない方について、次の（1）又は（2）に該当される場合に補助します。

- （1）農業経営体：認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人
- （2）販売農家かつ地域計画の担い手

■ 申請期間

8月7日(木) ～ 9月30日(火)

■ 提出物

裏面に記載しています。

■ 提出先

与謝野町 農林環境課 （電話：0772-43-9023）

提出物一覧

交付申請		交付申請書
		事業計画書
		導入する機器・資材等のカタログ
		見積書（2社以上） ※購入、実施済みの場合は請求書又は領収書
		定款又は規約 ※法人のみ
		構成員名簿 ※法人のみ
		同意書 ※農業保険制度への加入を検討する場合のみ
		補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写し等）

実績報告		実績報告書
		事業明細書
		契約書又は発注書 ※口頭発注の場合は不要
		納品書
		請求書 ※実績報告時点で請求されていない場合は不要
		領収書 ※実績報告時点で支払が完了していない場合は不要
		導入した機器の写真（全景、型番プレート等）
		証券又は加入承諾書等 ※セーフティーネット制度加入済みの場合
		確定申告書類（収支内訳書等）又は販売していることがわかる書類（領収書等）

交付申請される方は、書類を送付しますので農林環境課にご連絡ください。